

第百五十一回国会 参議院文教科学委员会會議録第十一号

平成十三年六月十五日(金曜日)
午後零時十四分開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

龜井 郁夫君

櫻井 充君

蘆科 満治君

六月一日

辞任

魚住 汎英君

六月四日

辞任

阿南 一成君

荒木 清寛君

六月五日

辞任

龜井 郁夫君

真鍋 賢二君

高野 博師君

六月六日

辞任

阿南 一成君

有馬 朗人君

倉田 寛之君

内藤 正光君

本岡 昭次君

荒木 清寛君

六月七日

辞任

大野つや子君

龜井 郁夫君

三浦 一水君

浅尾慶一郎君

補欠選任

魚住 汎英君

石田 美栄君

小林 元君

補欠選任

龜井 郁夫君

補欠選任

真鍋 賢二君

高野 博師君

補欠選任

倉田 寛之君

阿南 一成君

荒木 清寛君

補欠選任

大野つや子君

三浦 一水君

龜井 郁夫君

浅尾慶一郎君

竹村 泰子君

渡辺 孝男君

補欠選任

阿南 一成君

井上 吉夫君

有馬 朗人君

内藤 正光君

六月八日

辞任

井上 吉夫君

六月十一日

辞任

内藤 正光君

荒木 清寛君

煙野 君枝君

六月十二日

辞任

阿南 一成君

白浜 一良君

市田 忠義君

六月十三日

辞任

有馬 朗人君

龜井 郁夫君

竹山 裕君

水島 裕君

荒木 清寛君

阿部 幸代君

煙野 君枝君

六月十四日

辞任

阿南 一成君

西田 吉宏君

橋本 聖子君

高橋 千秋君

本岡 昭次君

加藤 修一君

笠井 亮君

筆坂 秀世君

日下部禮代子君

本岡 昭次君

荒木 清寛君

補欠選任

龜井 郁夫君

補欠選任

高橋 千秋君

白浜 一良君

市田 忠義君

補欠選任

竹山 裕君

荒木 清寛君

煙野 君枝君

補欠選任

橋本 聖子君

西田 吉宏君

阿南 一成君

山崎 力君

加藤 修一君

笠井 亮君

筆坂 秀世君

補欠選任

田村 公平君

龜井 郁夫君

有馬 朗人君

内藤 正光君

角田 義一君

荒木 清寛君

阿部 幸代君

煙野 君枝君

淵上 貞雄君

高橋紀世子君

水野 誠一君

補欠選任

阿南 一成君

本岡 昭次君

日下部禮代子君

高橋紀世子君

市川 一朗君

龜井 郁夫君

松村 龍二君

佐藤 泰介君

内藤 正光君

荒木 清寛君

委員

有馬 朗人君

中曾根弘文君

柳川 覺治君

本岡 昭次君

松 あきら君

阿部 幸代君

煙野 君枝君

日下部禮代子君

三重野栄子君

高橋紀世子君

衆議院議員

修正案提出者

平野 博文君

遠山 敦子君

国務大臣

文部科学大臣

岸田 文雄君

副大臣

文部科学副大臣

大臣政務官

文部科学大臣政務官

水島 裕君

事務局側

常任委員会専門員

巻端 俊兒君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(市川一朗君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

議事に先立ち、一言申し上げます。

去る八日に大阪教育大学教育学部附属池田小学校において起こりました事件により、前途ある多くの幼い命が失われましたことは、まことに痛ましい限りでございます。亡くなられた皆様並びに御遺族各位に謹んで哀悼の意を表しますとともに、けがをされた皆様の一日も早い御回復を願い、お見舞いを申し上げる次第でございます。

ここに、亡くなられた児童の方々の御冥福をお祈りし、黙禱をさせていただきます。黙禱。

御起立をお願いします。黙禱。

(総員起立、黙禱)

○委員長(市川一朗君) 黙禱を終わります。御着席願います。

○委員長(市川一朗君) 委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、水島裕君、蘆科満治君及び櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として山崎力君、

小林元君及び石田美栄君が選任されました。

○委員長(市川一朗君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が三名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(市川一朗君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に亀井郁夫君、内藤正光君及び荒木清寛君を指名いたします。

○委員長(市川一朗君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。

○国務大臣(遠山文部科学大臣) このたび政府から提出いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方分権の時代にふさわしい地方教育行政制度を実現するためには、教育委員会が地域住民や保護者の意向をより一層的に把握し、その信頼にこたえて責任を果たすよう改善を図ることが必要であります。

この法律案は、このような観点から、地域に根差した主体的かつ積極的な地方教育行政が展開されるよう教育委員会の活性化を図るとともに、児

童生徒に対する指導が不適切な教員に対し、より一層適切に対応することができるよう所要の措置を講ずるものであります。また、あわせて、公立高等学校の通学区区域について、その規制を緩和し、地域住民や保護者の意向、生徒の進路希望等を踏まえ、より弾力的に設定できるようにするものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、教育委員会の活性化を図るため、教育委員会の委員の構成に配慮すべきことや、教育委員会との協議を原則公開とすること、また教育行政に関する相談体制の整備を図ることとするともに、教職員の人事に関する校長の意見をより一層反映させることについて所要の措置を講ずることとしております。

第二は、児童生徒に対する指導が不適切な県費負担教職員に対してより適切に対応するため、都道府県教育委員会は、児童生徒に対する指導が不適切であり、研修等必要な措置が講じられなかった指導を適切に行うことのできない市町村の県費負担教職員を免職し、引き続き都道府県の教員以外の職に採用することができるようにするものであります。

第三は、教育委員会が、地域住民や保護者の意向、生徒の進路希望等を踏まえながら、公立高等学校の通学区区域をより弾力的に設定できるようにするため、これに係る規定を削除し、通学区の設定を教育委員会の主体的な判断にゆだねることとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、学校教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、小学校等における社会奉仕体験活動、自

然体験活動等の体験活動を促進するとともに、一人一人の能力、適性に応じた教育を進め、その能力の伸長を図るため、大学における飛び入学の促進等を図る必要があります。また、児童生徒の問題行動への適切な対応を図るため、出席停止制度の改善を行うとともに、男女共同参画社会の形成の促進の観点から、盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に置かれる養母の名称を見直す必要があります。

今回御審議をお願いする学校教育法の一部を改正する法律案は、以上の観点から、学校教育の改善を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、小学校、中学校、高等学校等において、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実を図るとともに、その実施に当たり、関係団体及び関係機関との連携に配慮することとするものであります。

第二に、小学校及び中学校における出席停止制度について要件を明確化し、手続に関する規定を整備するとともに、出席停止期間中の学習の支援等の措置を講ずることとするものであります。

第三に、大学が特にすぐれた資質を有すると認める者は、高等学校を卒業した者等でなくても、対象分野を問わず、当該大学に入学させることができることとするともに、大学院へも優秀な成績を修めた者が飛び入学できることとするものであります。

あわせて、大学には夜間において授業を行う研究科及び通信による教育を行う研究科を置くことができることを明確化するとともに、勤務年数を問わずに名誉教授の称号を授与できるようにすることとあります。

第四に、盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に置かれる「養母」の名称を「寄宿舎指導員」に改めるものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、社会教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年の都市化、核家族化等に伴い、家庭や地域の教育力が低下していると懸念されておりますが、二十一世紀を担う心豊かなたくましい子供たちをはぐくむためには、家庭や地域の教育機能を高めることが不可欠となっております。

この法律案は、このような観点から、家庭の教育力の向上のための社会教育行政の体制の整備を図るとともに、地域の教育力の向上のため、青少年の体験活動を促進し、あわせて社会教育主事の資格要件の緩和等を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、家庭の教育力の向上のため、教育委員会の事務として、家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務を規定するとともに、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱することができるようにすることとしたしております。

第二は、青少年に対し社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施等の事務を規定することとしたしております。

第三は、社会教育主事となるための実務経験の要件を緩和し、社会教育に係る事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識または技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間を評価できるようにすることとしたしております。

第四は、国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする旨を規定することとしたしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととした
しております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概
要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くだ
さいますようお願いいたします。

○委員長(市川一朗君) 次に、学校教育法の一部
を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正す
る法律案の衆議院における修正部分について、修
正案提出者衆議院議員平野博文君から説明を聴取
いたします。平野博文君。

○衆議院議員(平野博文君) ただいま議題となり
ました学校教育法の一部を改正する法律案及び社
会教育法の一部を改正する法律案に対する衆議院
における修正部分につきまして、順次、その趣旨
を御説明申し上げます。

まず、学校教育法の一部を改正する法律案に対
する修正部分について申し上げます。

修正の内容は、第一に、小中高等学校等におけ
る社会奉仕体験活動についてであります。

社会奉仕体験活動等の体験活動を行うに当たっ
ては、児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐく
む観点から、ボランティア活動などの児童生徒の
自主的、自発的な活動を重視することが必要であ
りますので、「社会奉仕体験活動」を「ボランティ
ア活動など社会奉仕体験活動」に改めるものであ
ります。

第二に、大学への飛び入学制度についてであり
ます。

特にすぐれた資質を有する者の育成を図り、制
度を適正に運用するために、飛び入学をさせるこ
とができる大学を、当該大学の定める分野に関す
る教育研究を行う大学院が置かれており、かつ、
当該分野における特にすぐれた資質を有する者の
育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び
指導体制を有する大学に限定するものであります。

次に、社会教育法の一部を改正する法律案に対
する修正部分について申し上げます。

修正の内容は、教育委員会の事務に社会奉仕体
験活動等に関する事務を追加するに当たって、青
少年の自主性及び主体性の尊重、豊かな人間性の
育成の観点から、社会奉仕体験活動の趣旨をより
明らかにするため、「社会奉仕体験活動」を「ボ
ランティア活動など社会奉仕体験活動」に改める
ものであります。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(市川一朗君) 以上で趣旨説明及び衆議
院における修正部分の説明の聴取は終わりました。
三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

六月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成制度の大幅な拡充に関する請願(第
一五五〇号)

第一五五〇号 平成十三年五月二十三日受理

私学助成制度の大幅な拡充に関する請願

請願者 茨城県水戸市松が丘一ノ四ノ二三
渡辺章夫外九百九十九名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、すべての子供に対する行き届いた教育の実
現に関する請願(第一五七五号)

第一五七五号 平成十三年五月二十五日受理

すべての子供に対する行き届いた教育の実現に関
する請願

請願者 高知県長岡郡本山町本山一、〇三
八ノ四 岩本淳也外九百九十九名

紹介議員 田村 公平君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案

一、社会教育法の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭
和三十一年法律第六十二号)の一部を次のよう
に改正する。

目次中「第四十七條の三」を「第四十七條の四」
に改める。

第四條に次の一項を加える。

4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委
員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職
業等に著しい偏りが生じないように配慮すると
ともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及
び未成年後見人をいう。)である者が含まれる
ように努めなければならない。

第十三條第三項中「議事は」の下に「、第六項
ただし書の発議に係るものを除き」を加え、同条
第四項中「又は」を「若しくは」に改め、同条第六項
ただし書の発議に係る」に改め、同条に次の二項を
加える。

6 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人
事に関する事件その他の事件について、委員長
又は委員の発議により、出席委員の三分の二以
上の多数で議決したときは、これを公開しない
ことができる。

7 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討
論を行わないでその可否を決しなければならな
い。

第十九條中第八項を第九項とし、第七項の次に
次の一項を加える。

8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務
に係る教育行政に関する相談に関する事務を行
う職員を指定し、これを公表するものとする。

第二十三條第十八号中「広報」の下に「及び所
掌事務に係る教育行政に関する相談」を加える。

第三十八條に次の一項を加える。

3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意
見の申出があつた県費負担教職員について第一
項の内申を行うときは、当該校長の意見を付す
るものとする。

第四十條中「都道府県委員会」の下に「(この
条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免
職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の
市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務
を行う者の一方又は双方が第五十五條第一項、第
五十八條第一項又は第六十一條第一項の規定によ
り当該事務を行うこととされた市町村委員会であ
る場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負
担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及
び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に
関する事務を行う教育委員会)」を加える。

第四十三條第四項中「第四十七條の二第一項」
を「第四十七條の三第一項」に改める。

第四十七條第一項の表第十六條各号列記以外の
部分の項中「その権限の委任を受けた者」を「地
方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五
條第一項、第五十八條第一項若しくは第六十一條
第一項の規定により同法第三十七條第一項に規定
する県費負担教職員の任用に関する事務を行うこ
ととされた市町村教育委員会」に改め、同表第十
六條第三号の項中「都道府県教育委員会から権限
の委任を受けた者」を「地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第五十五條第一項、第五十八條
第一項又は第六十一條第一項の規定により同法第
三十七條第一項に規定する県費負担教職員の懲戒
に関する事務を行うこととされた市町村教育委員
会」に改め、同表第二十九條第一項第一号の項中

〔昭和三十一年法律第百六十二号〕を削る。

第四章第二節中第四十七条の三を第四十七条の四とし、第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

（県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用）

第四十七条の二 都道府県委員会は、地方公務員

法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、その任命に係る市町村の県費

負担教職員（教諭、養護教諭、助教諭及び養護

助教諭（同法第二十八条の四第一項又は第二

十八条の五第一項の規定により採用された者（以

下この項において「再任用職員」という。）を

除く。）並びに講師（再任用職員及び非常勤の

講師を除く。）に限る。）で次の各号のいずれに

も該当するもの（同法第二十八条第一項各号又は

第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）を

免職し、引き続き当該都道府県の常時勤務

を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教

員の職を除く。）に採用することができ、

一 児童又は生徒に対する指導が不適切である

こと。

二 研修等必要な措置が講じられたとしてもな

お児童又は生徒に対する指導を適切に行うこ

とができないと認められること。

2 事実の確認の方法その他前項の県費負担教職

員が同項各号に該当するかどうかを判断するた

めの手続に関し必要な事項は、都道府県の教育

委員会規則で定めるものとする。

3 都道府県委員会は、第一項の規定による採用

に当たっては、公務の能率的な運営を確保する

見地から、同項の県費負担教職員の適性、知識

等について十分に考慮するものとする。

4 第四十条後段の規定は、第一項の場合について

準用する。この場合において、同条後段中「当

該他の市町村」とあるのは、「当該都道府県」と

読み替えるものとする。

第四十八条第二項第十号中「広報」の下に「及

び教育行政に関する相談」を加える。

第四十九条及び第五十条を次のように改める。

第四十九条及び第五十条 削除

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（小字は衆議院修正）

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の

一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 小学校においては、前条各号に掲

げる目標の達成に資するよう、教育指導を行

うに当たり、児童の体験的な学習活動、特に

〇ボランティア活動など、自然体験活動その他の体

験活動の充実に努めるものとする。この場合に

おいて、社会教育関係団体その他の関係団体及

び関係機関との連携に十分配慮しなければなら

ない。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 市町村の教育委員会は、次に掲げる

行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良

であつて他の児童の教育に妨げがあると認める

児童があるときは、その保護者に対して、児童

の出席停止を命ずることができ、

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の

損失を与える行為

二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

市町村の教育委員会は、前項の規定により出

席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の

意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載

した文書を交付しなければならない。

前項に規定するもののほか、出席停止の命令

の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で

定めるものとする。

市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係

る児童の出席停止の期間における学習に対する

支援その他の教育上必要な措置を講ずるものと

する。

第四十条中「第二十一条」を「第十八条の二、

第二十一条」に改め、同条に後段として次のよう

に加える。

この場合において、第十八条の二中「前条各

号」とあるのは、「第三十六条各号」と読み替

えるものとする。

第五十一条中「第二十一条」を「第十八条の二、

第二十一条」に改め、同条に後段として次のよう

に加える。

この場合において、第十八条の二中「前条各

号」とあるのは、「第四十二条各号」と読み替

えるものとする。

第五十一条の九第一項中「第二十一条」を「第

十八条の二、第二十一条」に改め、同項に後段と

して次のように加える。

この場合において、第十八条の二中「前条各

号」とあるのは、「第五十一条の三各号」と読

み替えるものとする。

第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 大学は、通信による教育を行う

ことができる。

第五十四条中「学部」の下に「又は通信による

教育を行う学部」を加える。

第五十四条の二を削る。

第五十五条第一項ただし書中「第五十四条の」

を「前条の夜間において授業を行う」に、「こえる」

を「超える」に改める。

第五十六条に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、〇次の各号に該当する

学大臣の定めるところにより、高等学校に文部

科学大臣の定める年数以上在学した者（これに

準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）

であつて、当該大学の定める分野において

特に優れた資質を有すると認めるものを、当

該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれ

ていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図る

のにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有するこ

と。

第五十七条第三項中「前条」を「前条第一項」

に改める。

第六十六条の次に次の一条を加える。

第六十六条の二 大学院を置く大学には、夜間

において授業を行う研究科又は通信による教育を

行う研究科を置くことができる。

第六十七条に次の一項を加える。

前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く

大学は、文部科学大臣の定めるところにより、

第五十二条の大学に文部科学大臣の定める年数

以上在学した者（これに準ずる者として文部科

学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大

学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修

得したと認めるものを、当該大学院に入学させ

ることができる。

第六十八条の三中「大学に」を「当該大学に」

に改め、「多年」を削る。

第六十九条の二第四項中「、第五十四条及び第

五十四条の二第二項」を「及び第五十四条」に改

める。

第七十三条の三第一項中「寮母」を「寄宿舎指

導員」に改め、同条第二項中「寮母」を「寄宿舎

指導員」に、「養育」を「日常生活上の世話及び

生活指導」に改める。

第七十六条中「第十九条」を「第十八条の二（第

四十条及び第五十一条において読み替えて準用す

る場合を含む）、第十九条」に、「第五十四条の

二第一項」を「第五十二条の二」に改める。

第八十二条の十中「第五十六条」を「第五十六

条第一項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 第二十六条の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七條第三項の改正規定、第六十七條に一項を加える改正規定並びに第七十三條の三及び第八十二條の十の改正規定並びに次条及び附則第五條から第十六條までの規定 平成十四年四月一日

(市町村立学校職員給与負担法等の一部改正)
第二条 次に掲げる法律の規定中「養母」を「寄宿舍指導員」に改める。

一 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条

二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第二条第二項

三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第二条第三項、第十三條、第十五條及び第十七條第一項

四 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二条第一項、第二十條(見出しを含む)、第二十二條及び第二十三條第一項

五 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第二条第二項

(社会教育法の一部改正)
第三条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十九條中「第五十四條の二」を「第五十二條の二」に改める。

(私立学校法の一部改正)
第四条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「第五十四條の二」を「第五十二條の二」に改める。

第五條 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五号)の一部を次のように改正する。
第六條中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正)
第六條 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「(この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

第十八條中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。
第十九條 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七條 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

附則第十一項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。
(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正)

第八條 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

附則第四項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

第一項」に改める。

(理学療法士及び作業療法士法の一部改正)
第九條 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條 第一号及び第十二條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

附則第六項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。
(柔道整復師法の一部改正)

第十條 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

附則第十一項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。
(視能訓練士法の一部改正)

第十一條 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

附則第五項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。
(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第十二條 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「(この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加え、同条第三号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「(この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。

(臨床工学技士法の一部改正)
第十三條 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。
附則第四條中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。
(義肢装具士法の一部改正)

第十四條 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」を加える。
附則第四條中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。
(救急救命士法の一部改正)

第十五條 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校

が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。」を加え、同条第四号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できるもの」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

附則第三条中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。
（言語聴覚士法の一部改正）
第十六条 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。
第三十三条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

（小字は衆議院修正）
社会教育法の一部を改正する法律案
社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の一項を加える。
2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。
第四条中「前条」を「前条第一項」に改める。
第五条中「左の」を「次の」に改め、同条第十四号中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条中同号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同条第十二号中「視覚聴覚教育」を「視聴覚教育」に改め、同条中同号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同

号の次に次の一号を加える。

十二 青少年に対し、○ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

第五条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

第七条第一項中「視覚聴覚教育」を「視聴覚教育」に改める。

第九条の四中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
イ 社会教育主事補の職にあつた期間
ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間
ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
九 第九条の四第二号中「且つ」を「かつ」に、
「第九条の五」を「次条」に改め、同条第三号中「且つ」を「かつ」に、「一年以上社会教育主事補の職にあつた」を「第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になる」に改め、同条第四号中「第九条の五」を「次条」に、「前各号」を「前三号」に改める。
第十五条第二項及び第三十条第一項中「関係者」の下に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」

を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

平成十三年六月二十一日印刷

平成十三年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F